

平成 25 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 シャープ株式会社
代表者名 取締役社長 高橋興三
(コード番号 6753)

公正取引委員会審決に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 18 日、公正取引委員会より、任天堂株式会社が製造販売する「ニンテンドーDS Lite」に用いられる液晶モジュールの一部の取引について、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして排除措置命令を受け、また、同社が製造販売する「ニンテンドーDS」に用いられる液晶モジュールの一部の取引について、同法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、課徴金納付命令を受けました。

当社は上記の命令を不服として、平成 21 年 2 月 2 日、審判開始請求を行い、その後審判手続きを重ねてまいりましたが、平成 25 年 7 月 30 日に、同委員会から当社の審判請求を棄却する旨の審決書の送達を受けました。

当社といたしましては、審決書の内容を慎重に検討した上で今後の対応につき決定いたします。

なお、平成 21 年 3 月期に課徴金等相当額を特別損失として計上しており、平成 26 年 3 月期の業績に与える影響はありません。

以 上